

5月の行事予定

・数字は、授業時数（何時間目まで授業があるか）を示しています。

日	曜	全学年にかかわる行事	補習	各学年の時程・学年行事						
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	
1	金	離任式(5時間目)		4	5	5	5	5	視力	5
2	土									
3	日	憲法記念日								
4	月	みどりの日								
5	火	こどもの日								
6	水	振替休日								
7	木	運動会特別時程開始		5	5時間授業始 校外学習	5	校外学習	6	6	6
8	金	避難訓練(Jアラート)		5	聴力	5	5	5	6	委員会
9	土									
10	日									
11	月	全校朝会 尿検査2次 教育実習始 安全指導	○	5	5	聴力	6	6	6	6
12	火	尿検査2次追加		5	眼科	5	6	6	6	聴力
13	水	音楽朝会		4	5	5	聴力	5	5	5
14	木	運動会係児童打合せ		5	耳鼻科	5	5	耳鼻科	5	耳鼻科 内科
15	金	運動会全体練習①		5	5	5	6	クラブ 聴力	6	クラブ
16	土									
17	日									
18	月	全校朝会	○	5	5	6	6	6	6	6
19	火	運動会全体練習② 運動会係児童打合せ		5	5	5	5	5	6	係児童打合せ
20	水	4時間授業(教員研修のため)		4	4	4	4	4	4	4
21	木			5	5	6	6	6	6	6
22	金	運動会リハーサル1~4校時		5	5	5	5	5	6	前日準備
23	土	運動会		運動会(13時 完全下校)						
24	日	運動会予備日								
25	月	振替休業日								
26	火			5	5	6	6	6	6	6
27	水			4	学校探検	5	学校探検	5	5	5
28	木			5	内科	5	耳鼻科	5	6	耳鼻科
29	金	教育実習終		5	5	5	5	色覚 (希望者)	6	委員会
30	土									
31	日									

学年からのお知らせ

共通	5月23日(土)実施の運動会については、後日詳しいお手紙を出します。
1年	① 5月7日(木)に内科検診があります。 ② 5月8日(金)に聴力検査があります。 ③ 5月12日(火)に眼科検診があります。 ④ 5月14日(木)に耳鼻科検診があります。耳の手入れをお願いします。 ⑤ 新しい教材等を持ち帰ることがありますので、確認と記名をお願いいたします。 ⑥ 細かなお知らせについては、週末に配布される学年だより「わくわく」をご覧ください。
2年	① 5月11日(月)に聴力検査があります。 ② 5月28日(木)に耳鼻科健診があります。 ③ 今後、運動会練習が始まり、気温の高い日も予想されます。児童の健康管理および熱中症予防のため、水筒を持たせていただきますようお願いいたします。
3年	① 5月13日(水)に聴力検査があります。 ② 5月14日(木)に耳鼻科検診があります。耳の手入れをお願いします。 ③ 運動会の衣装は、日頃使っている白の体育着を着用します。(詳細は、別途お知らせします)。帽子の紐が伸びているお子さんがいますので、長さを調整の上学校に持たせてください。
4年	① 運動会の衣装は、日頃使っている白の体育着を着用します。(詳細は、別途お知らせします)。帽子の紐が伸びているお子さんがいますので、長さを調整の上学校に持たせてください。 ② 5月29日(金)の色覚検査は、 希望者対象 です。
5年	① 5月11日(月)午後3時30分より4階多目的室にて伊豆高原移動教室説明会を行います。
6年	① 運動会の衣装は、日頃使っている白の体育着を着用します。(詳細は、別途お知らせします)。帽子の紐が伸びているお子さんがいますので、長さを調整の上学校に持たせてください。

みらい学園初等部から

みらい学園初等部では、「自律を目指して、目標をたて、自信をもって学び続ける児童の育成」を目指しています。自ら考え、目標を立て、自信をもって挑戦していけるように子どもたちを支援して参ります。教科の学習に加え、SST(ソーシャルスキルトレーニング)やおおたの未来づくり科の学習を行い、みらい学園に通う子どもたちが社会生活を営んでいくために必要なスキルを養っていきます。今年度も、みらい学園での活動をお伝えしていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

tetoruの活用について

5月より、「学校だより」「学年だより」「給食だより」「保健だより」はtetoruでの配信となります。また、出欠席の連絡もtetoruを活用していただきますようご協力よろしくお願いいたします。

通学路御利用のお願い

本校では、児童の登下校の安全を守るため、通学路を利用させていただいております。今一度、お子様と通学路を確認していただき、正しい通学路を通って下校していただきますようご協力をお願いいたします。



私用端末の教室等への持ち込みについて

4月21日(火)より、教職員の私用端末の教室等への持ち出しを禁止いたしました。教職員は、管理職に許可を得たやむを得ない場合を除き、私用端末を使用することはありませんのでご承知おきください。